別記様式第1号(第15条関係)
個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	電子決裁・法人文書管理システム利用者情報	
行政機関等の名称	国立大学法人新潟大学	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部総務課	
個人情報ファイルの利用目的	電子決裁・法人文書管理システム（e-決裁）の利用権限を制御するために利用する。	
記録項目	1.職員番号、2.氏名、3.氏名かな、4.所属、5.役職、6.メールアドレス、7.発効日、8.失効日、9.退職日	
記録範囲	国立大学法人新潟大学の 1.学長・理事・監事、2.常勤事務職員、3.事務組織所属の特任専門員（常勤）・特任専門職員（常勤）・非常勤職員、4.大学教育職員・附属学校教育職員・特任教員（常勤）、5.　1～4以外の者で、電子決裁・法人文書管理システムの利用申請があったもの(派遣職員、事務組織以外所属の非常勤職員等)	
記録情報の収集方法	総務部人事企画課からの情報提供、電子決裁・法人文書管理システムの利用申請者からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名　称)国立大学法人新潟大学総務部総務課	
	(所在地)新潟県新潟市西区五十嵐２の町８０５０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	施行令第21条第7項に該当するファイル □有　■無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名　称)国立大学法人新潟大学学術情報部情報企画課 (所在地)新潟県新潟市西区五十嵐２の町８０５０番地
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備　　考	

新潟大学　2022年4月改正　10年保存